

競売等にかかる買受適格証明書の提出について

裁判所等の競売・公売で地目が農地の場合、入札に必要な書類です。
入札される場合、次の書類を提出する必要があります。
それをもとに総会で審議します。

1. 買受適格証明書 3部
2. 全部事項証明書（法務局で発行したもの）それぞれ原本1部ずつ
3. 住民票 原本1部
4. （法人の場合）
（法務局で発行したもの）履歴事項全部証明書 原本 1部、定款 1部
5. 耕作証明書 原本1部（町内認定農業者については提出免除 可）
6. 農業経営証明書 原本1部（町内認定農業者については提出免除 可）
7. 事業計画書 原本1部（町内認定農業者については提出免除 可）

※留意事項

1. 農地の権利取得後における下限面積（経営面積） 2ヘクタール
2. 提出期限 総会開催3週間前 午後5時まで
（郵送の場合、当日消印有効。3週間前までの日が休日、祝日の場合は、直近の平日まで）
3. 総会后、農地買受適格証明を発行する際、申請者本人が必ず印を持参して直接、当町農業委員会事務局まで取りにきてください。
なお、町外在住の場合、農地買受適格証明を発行する際、面接を行いますので、事前に当町農業委員会事務局（TEL 0139-64-3314）までご連絡ください。